

# 第1章 地方公務員災害補償制度の概要

## 目次

第1	地方公務員災害補償制度	
1	地方公務員災害補償制度の目的	P 1
2	災害補償制度の特色	P 1
3	災害補償制度の適用関係	P 2
4	地方公務員災害補償基金	P 3
第2	災害補償制度の内容	
1	補償の内容	P 5
2	認定・補償事務の流れ	P 7
第3	公務災害制度における留意事項	
1	所属長、任命権者の留意事項	P 11
2	被災職員の留意事項	P 12
第4	時効、標準処理期間	
1	時効	P 12
2	標準処理期間	P 13
第5	不服審査制度	P 14
	ついうっかり…が事故を生む！ なくそう！公務災害	P 16

## 凡例

地公災法又は法	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
施行令又は令	地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）
施行規則又は規則	地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）
業務規程	地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）
労災法	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）



## 第1 地方公務員災害補償制度とは

地方公務員災害補償制度を定めた法律は、昭和42年12月1日に施行された地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）です。この法律は、一般職、特別職を問わずほとんど全ての常勤地方公務員に適用され、民間労働者が適用を受ける労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）や国家公務員災害補償法に基づく災害補償制度との均衡が図られています。

### 1 地方公務員災害補償制度の目的

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、地方公務員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。（地公災法第1条）

この災害補償制度は、地方公務員法第45条の規定に示されているように、災害がなかったら得られたであろう利益を失ったことに対する補填としての性格を有しています。

損害補填の一般的制度としては、民法上の損害賠償制度がありますが、これと比較した災害補償制度の特色を以下に記します。

### 2 災害補償制度の特色

#### (1) 使用者に無過失責任が課せられていること

災害補償制度の大きな特色は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとっており、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生する点にあります。民法上の損害賠償が故意又は過失によることを要件としていることと大きく異なります。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者側の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われる点で、民法上の損害賠償とは異なります。

さらに、災害補償制度では、補償の方法の一部に年金制が採り入れられていること、補償を超えた福祉事業が実施されることなど、被災職員と遺族の生活の安定、被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっています。

#### (2) 定型・定率による補償であること

民法上の損害賠償は、受けた損害が財産上のものに限らず、精神的なもの、名誉など一切のものを含みますが、災害補償制度による補償は人身損害に限られ、物的損害や慰謝料は補償の対象になりません。

また、民法上の損害賠償は、被災者に過失がある場合、過失相殺を行ったうえで損害賠償額を決定するのに対し、災害補償制度による補償の額は定型、定率化され、過失の有無によって変更されることはありません。

#### (3) 補償は地方公務員災害補償基金が行うこと

災害補償の責任は、本来的には地方公共団体が負うべきですが、迅速かつ公正な補償を統一的、専門的に実施するため地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が

設置されており、災害補償は地方公共団体に代わって基金が行うものとされています。これにより、地方公共団体の補償責任は基金に移り、その補償の限りで地方公共団体は免責されます。

**(4) 請求主義であること**

基金は被災職員の使用者ではないため、災害の事実を知り得る立場にありません。被災職員又はその遺族が、基金に対して公務災害又は通勤災害の認定請求を行う必要があります。

基金は、認定請求の内容を審査のうえ、公務上の災害又は通勤災害該当を認定し、更に、被災職員からの補償請求があつて始めて基金は具体的な補償を行います。

したがって、被災職員が死亡、入院等のため自ら請求手続をすることができない場合は、任命権者又は所属長の指導、助力が必要になります。

なお、公務上又は通勤災害該当と認定された災害に係る療養の開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、傷病等級に該当するときに支給される「傷病補償年金」の支給決定は、基金が職権で行いますので、請求手続は不要となります。

**(5) 補償は各地方公共団体からの負担金で賄われていること**

地方公共団体は、職員の給与の総額に職種ごとに定められた負担金率を乗じて算定した額を負担金として基金に納付することとなっており、この負担金が補償や福祉事業の財源になります。

**(6) 不服申立てが二審制であること**

基金支部が行う補償に関する決定に不服がある者は、基金支部審査会に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、基金本部審査会に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求後3か月を経過しても支部審査会の決定がないときは、支部審査会は請求を棄却したものとみなして、本部審査会に再審査請求をすることができます。

なお、基金支部が行う福祉事業に関する決定は、補償に関する決定とは異なり審査請求制度は適用されないことから、福祉事業の決定に不服がある場合は、決定を行った支部長に対して不服の申出をすることができます。

**3 災害補償制度の適用関係**

地方公務員の災害補償制度は常勤職員と非常勤職員とで異なり、適用関係は次表のようになっています。

常勤職員については、一般職・特別職を問わず地公災法が適用されます。また、常勤職員には、再任用職員（フルタイム勤務職員）及び任期付職員（育児休業代替任期付職員、任期付研究員等）が含まれます。

また、非常勤職員のうち、勤務形態が常時勤務に服することを要する職員（再任用短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員）、任期付短時間勤務職員及び常勤的非常勤職員をいう。）についても、地公災法が適用されます。

## 【災害補償制度の適用関係】

区分	職	対象職員	適用法令	補償実施機関
常勤	一 特 般 別 職 職	全職員（※1）	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
非常勤	一 般 職	再任用短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		常勤的非常勤職員 （特別職を含む。）（※2）	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		労災法非適用事業所（※3）に勤務する臨時職員など	地方公務員災害補償法に基づく条例（※5）	地方公共団体
	特 別 職	労災法適用事業所（※3）に勤務する臨時職員など	労働者災害補償保険法	国（労働基準監督署）
		議員、行政委員会の委員、附属機関の委員、統計調査員等の法令の適用を受けないもの（※4）	地方公務員災害補償法に基づく条例（※5）	地方公共団体
		労働基準法別表第一に掲げる事業所（※3）に勤務する嘱託員など	労働者災害補償保険法	国（労働基準監督署）
		消防団員、水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体
学校医、学校歯科医、学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体		

※1 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく派遣職員・退職派遣者には、派遣先の公益法人等の災害補償制度（一般的には労災法）が適用されます。

※2 常勤的非常勤職員とは、常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要するとされている者をいいます。

※3 労災法適用事業所とは、労働基準法別表第1第1号から第15号までに該当する事業所で、水道、交通、保健衛生、清掃などの事業所が該当します。労災法非適用事業所はその他の事業所で、県でいえば本庁などが該当します。

※4 民生委員も含まれます。

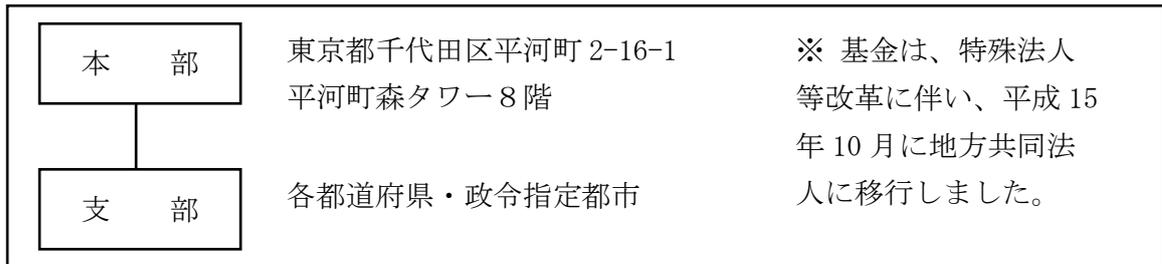
※5 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されます。

4 地方公務員災害補償基金 (<http://www.chikousai.jp/>)

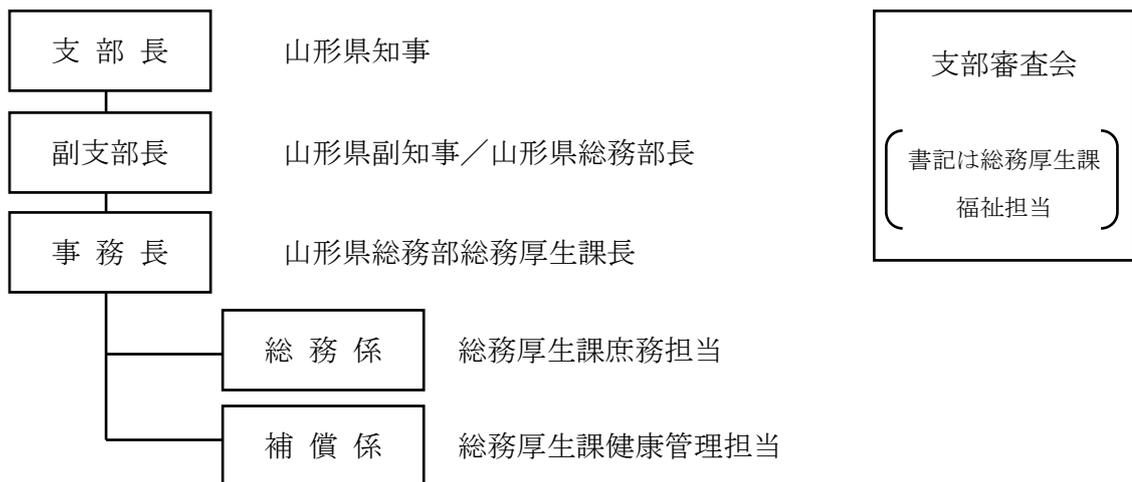
常勤の地方公務員の公務災害・通勤災害に関して、地方公共団体の補償業務を代行する機関として、地公災法に基づいて「地方公務員災害補償基金」(基金)が設置されています。

基金は、迅速かつ公正な補償を行うため、一元的・専門的な機関として東京都内に本部を、各都道府県・政令指定都市に支部を置いて業務を運営しています。

■ 基金の組織



■ 基金山形県支部の組織



なお、基金の活動と補償の実施に必要な財源は、主に地方公共団体からの負担金によって賄われています。

## 第2 災害補償制度の内容

## 1 補償の内容

## (1) 補償の意義

災害補償制度とは、職員が公務上又は通勤上で受けた災害に対する損害・費用などを補うもので、「補償」及び「福祉事業」とから成り立っています。

補償は、身体的損害に限られ、物的損害、慰謝料等は含まれず、定型的な補償（療養補償）と平均給与額に一定率を乗じて補償額を算定する定率的な補償（休業補償・障害補償）とに分類され、現物給付又は金銭給付として補償されます。

これに対し、福祉事業は、使用者の法的義務による補償によっては充足できない領域を、使用者の立場で、補償の付加的給付を行うことで被災職員や遺族の援護を図ろうとするものです。

## (2) 補償の種類

基金が行う補償の種類及び内容の概略は以下のとおりです。なお、船員法第1条に規定する船員である職員については、予後補償及び行方不明補償その他の特例が設けられています。（法第46条の2、令第3条～8条）

災害の区分	補償の種類	補償の内容	根拠規定
負傷又は疾病	療養補償	公務災害・通勤災害による負傷や疾病が治るまで、診察、薬剤支給、処置、移送などの必要な療養を行い、又は療養に要する費用を支給します。	法第26条、第27条
	休業補償	傷病補償年金を受ける場合を除き、傷病の療養のため勤務することができず、給与を受けないときに平均給与額の60/100に相当する額を支給します。	法第28条
	傷病補償年金	療養を開始して1年6か月を経過しても傷病が治らず、傷病による障害の程度が規則別表に定める傷病等級に該当するときは、その程度に応じて年金を支給します。	法第28条の2、規則第26条の4
	介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金受給権者のうち、一定の障害に該当し、常時又は随時介護を受けている場合、介護に通常要する費用を支給します。	法第30条の2
障害	障害補償	傷病が治ったときに残った一定の障害の程度に応じて、年金又は一時金を支給します。 なお、障害補償年金差額一時金と障害補償年金前払一時金の制度があります。	法第29条 法附則第5条の2、5条の3
	遺族補償	死亡した職員の遺族に対して、遺族の状況に応じて、年金又は一時金を支給します。 なお、遺族補償年金前払一時金の制度があります。	法第31条 法附則第6条
死亡	葬祭補償	死亡した職員の葬祭を行う者に対して、一定の額を支給します。	法第42条

## (3) 福祉事業の種類

基金が行う福祉事業の種類及び内容の概要は次のとおりです。

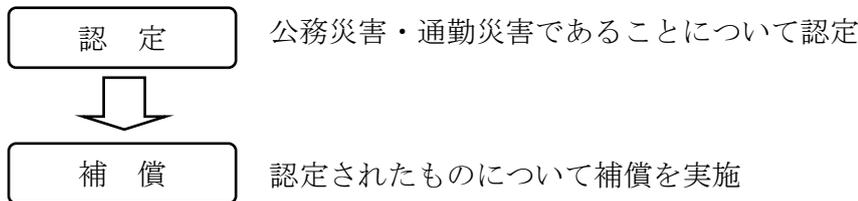
対象者	福祉事業の種類	福祉事業の内容	根拠規定
休業補償を受ける方	休業援護金	休業による給与の減少を補うため、平均給与額の20/100に相当する額を支給します。	業務規程第28条
傷病補償年金を受ける方	傷病特別支給金	見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて一時金として支給します。	業務規程第29条の5
	傷病特別給付金	期末手当の特別給付を傷病補償年金に反映させる趣旨で年金として支給します。	業務規程第29条の10
障害補償を受ける方	障害特別支給金	見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて一時金として支給します。	業務規程第29条の6
	障害特別援護金	生活費の一時的出費を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて一時金として支給します。	業務規程第29条の8
	障害特別給付金	期末手当の特別給付を障害補償年金に反映させる趣旨で年金又は一時金として支給します。	業務規程第29条の11
	障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金の受給権者に対し一時金として支給します。	業務規程第29条の14
	外科後処置	義肢装着のための断端部の再手術、筋電電動義手の装着訓練等が必要と認められる方に支給します。	業務規程第27条
	補装具の支給	義肢、義眼、補聴器、車いす、歩行用補助杖等の補装具を一定の要件を満たす方に支給します。	業務規程第27条の2
	リハビリテーション	社会復帰のため、身体的機能回復等の措置が必要な方に訓練の実施又は必要な費用を支給します。	業務規程第27条の3
	アフターケア※	後遺障害に付随する疾病の予防、状態の維持等のためのアフターケアが必要な方に支給します。	業務規程第27条の4
	在宅介護を行う介護人の派遣	傷病補償年金又は障害補償年金（障害等級第3級以上）の受給権者で、居宅において介護を受けている方に介護人の派遣又は必要な費用を支給します。	業務規程第28条の3
遺族補償を受ける方	遺族特別支給金	弔慰、見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて一時金として支給します。	業務規程第29条の7
	遺族特別援護金	生活費の一時的出費を援護する趣旨で、受給権者の区分に応じて一時金として支給します。	業務規程第29条の9
	遺族特別給付金	期末手当の特別給付を遺族補償年金に反映させる趣旨で、年金又は一時金として支給します。	業務規程第29条の13
傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける方	奨学援護金	年金である補償を受けている方のうち、小学校等に在学している子と生計を同じくしている方等に支給します。	業務規程第29条
	就労保育援護金	年金である補償を受けている方のうち、生計を同じくしている方の就労のため、未就学の子を保育所・幼稚園等に預けている方等に支給します。	業務規程第29条の2

対象者	福祉事業の種類	福祉事業の内容	根拠規定
傷病・障害補償年金受給者を介護した遺族	長期家族介護者援護金	傷病等級又は障害等級第1級で一定の要件を満たす年金受給権者が、年金受給の事由が生じた日の翌日から10年を経過した日以後に死亡した場合に、生活援護の趣旨で遺族に支給します。	業務規程第29条の19
公務	公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助事業	公務上の災害を防止するために必要な調査、研究普及その他の活動を行う団体に対して、必要な情報の提供その他の援助を行います。	業務規程第29条の20
災害の防止	公務上の災害を防止する対策の調査研究事業	公務上の災害の情報の収集、公務上の災害の発生状況、発生原因の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策の調査研究及び策定を行います。	業務規程第29条の21
防止	公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業	地方公共団体に対し、「公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業」の調査研究の成果普及を図り、公務災害の防止対策を推進します。	業務規程第29条の22

※アフターケア：障害補償を受ける方以外でも、医学上特に必要と認められる場合に支給されます。

## 2 認定・補償事務の流れ

補償の実施に当たっては、発生した災害が公務災害又は通勤災害であることについて「認定」を受ける必要があります。公務災害又は通勤災害と認定された災害についてのみ「補償」を受けることができます。

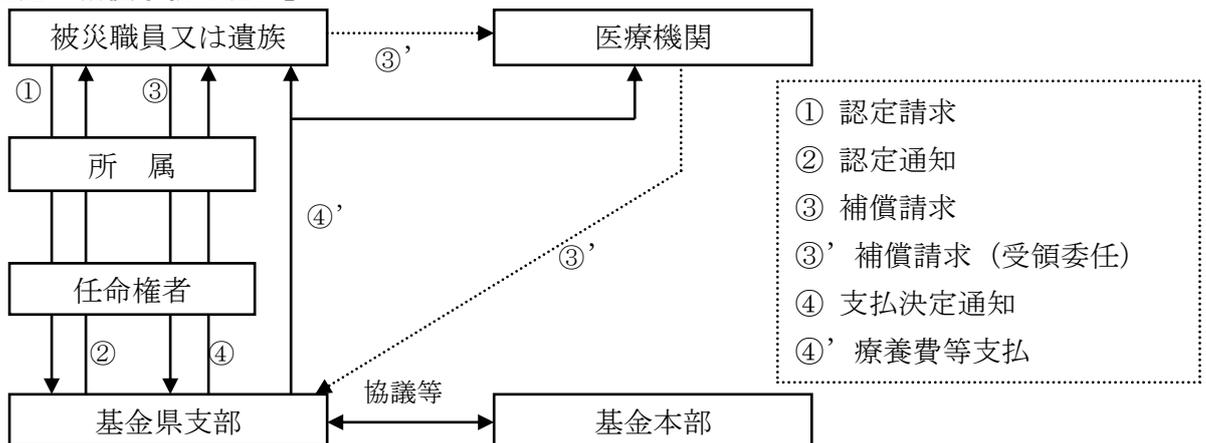


認定及び補償は、被災職員（又は遺族）からの請求に基づいて行います（これを「請求主義」といいます。）。

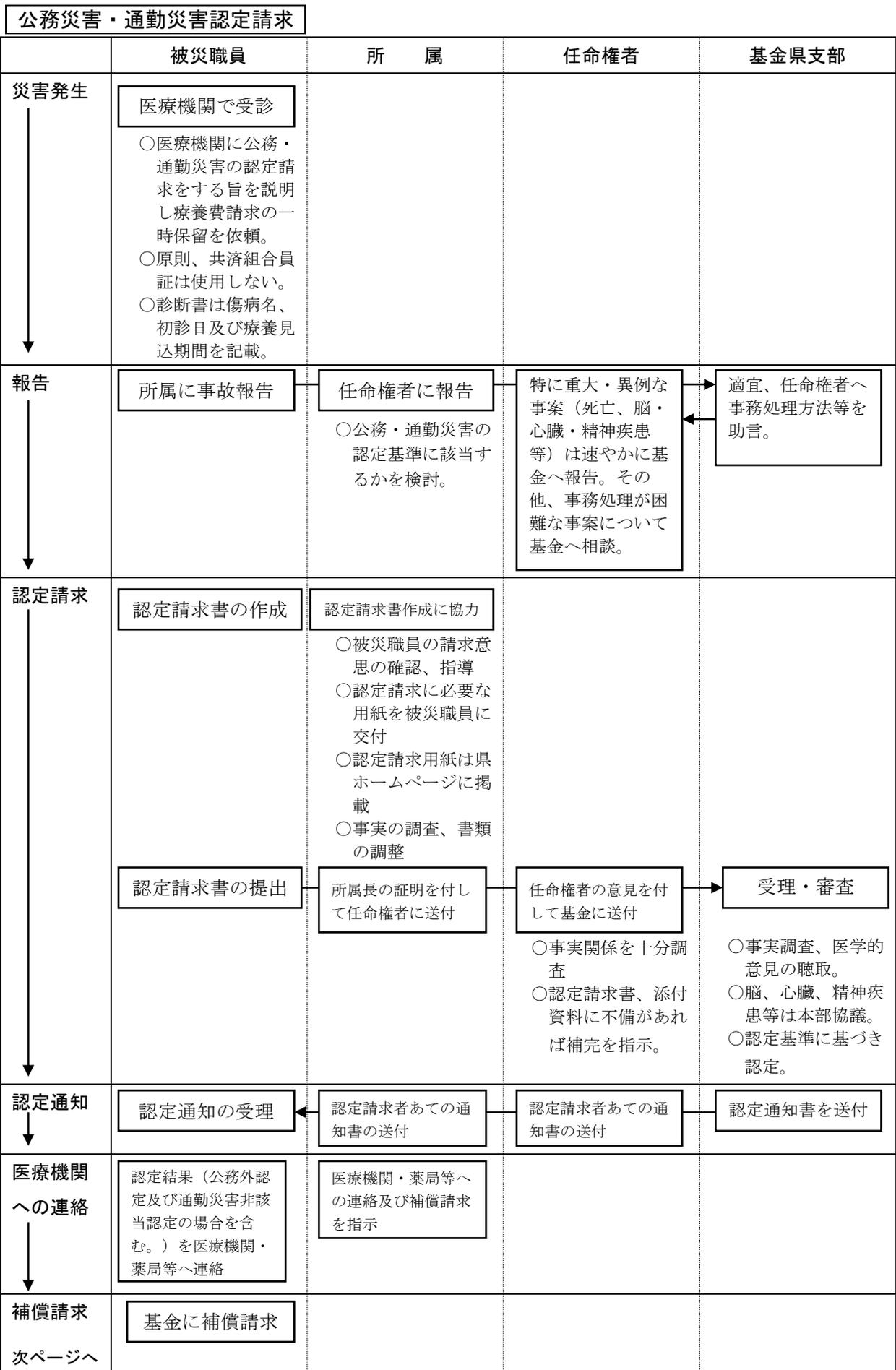
したがって、補償を受けるためには、被災職員等は、まず「認定請求」の手続を行い、公務災害・通勤災害としての認定を受けた後に「補償請求」の手続を行う必要があります。

この場合、被災職員等から直接、基金山形県支部に請求するのではなく、所属及び任命権者を經由して請求します。

### 【認定・補償事務の流れ】



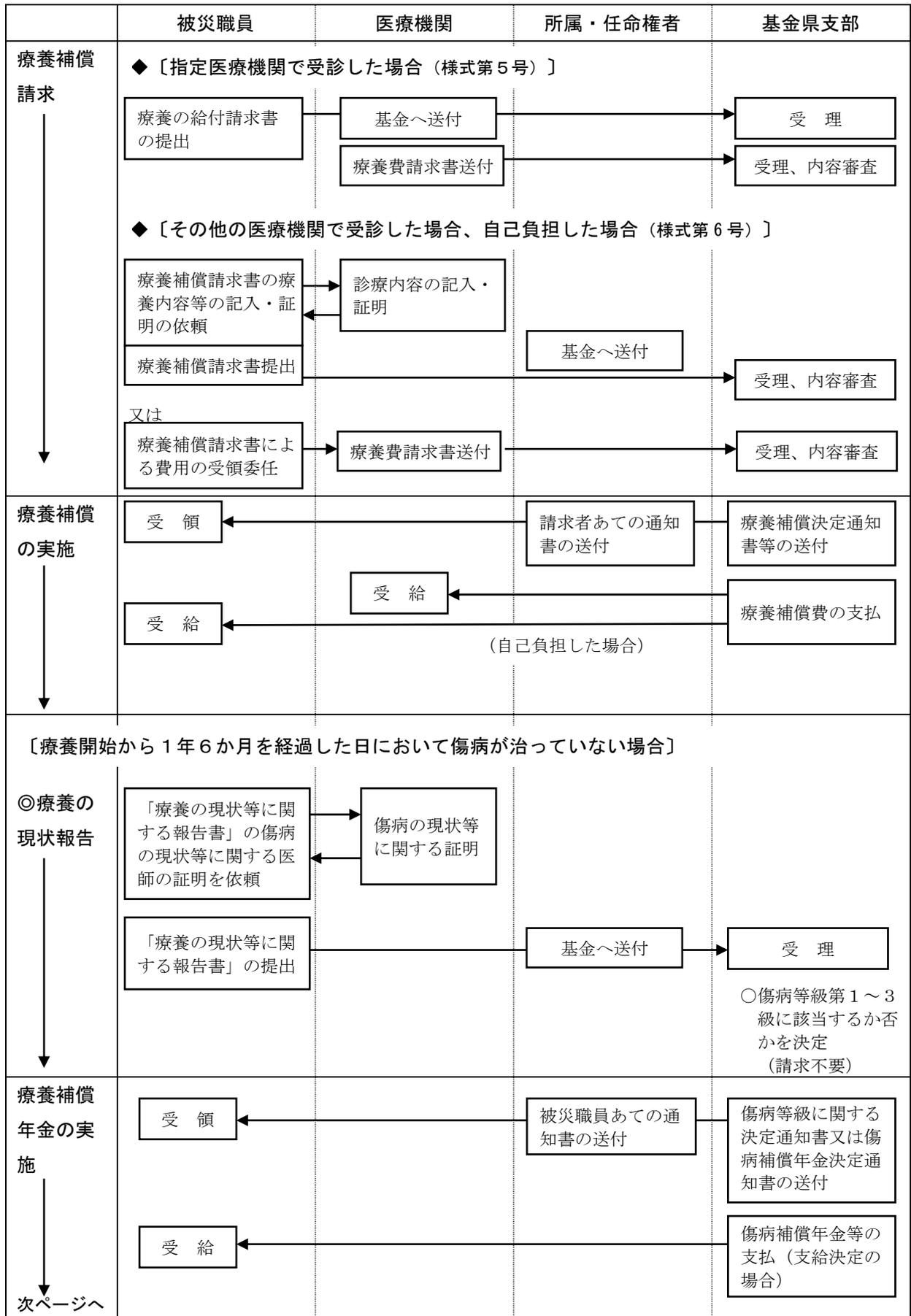
【請求及び申請の手続の主な流れ】

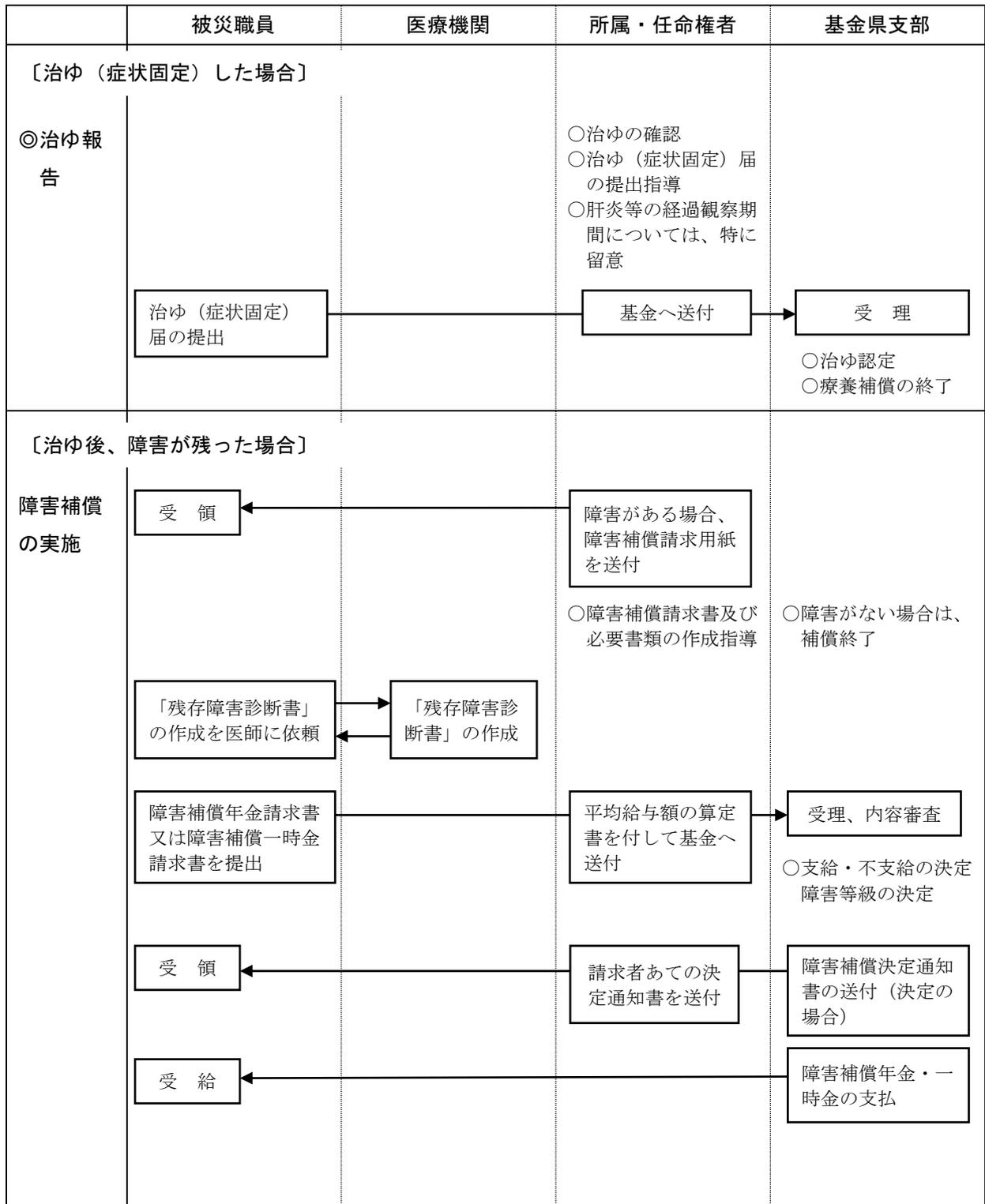


※ 再発・傷病名追加の認定請求の場合も同様の流れで処理されます。

補償請求（福祉事業申請）

＜療養補償、傷病補償年金、障害補償の場合＞





- ① 上記は一般的な手続の流れです。このほか、休業補償・介護補償・遺族補償及び葬祭補償等の請求、福祉事業の申請があります。
- ② 「治ゆ」とは、傷病が完全に治った場合だけでなく、症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなり、対症療法に入った場合も含まれます。
- ③ 各種の補償の決定についても、行政手続法との関係で、所属、任命権者及び基金県支部とも迅速な処理が求められています。

### 第3 公務災害制度における留意事項

#### 1 所属長、任命権者の留意事項

##### (1) 公務災害の防止

- 公務災害は、毎年同様な災害が繰り返し発生しており、被災職員がもう少し注意を払っていたり、施設・設備面での改善が行われていたら、防げた事案や災害も少なくありません。また、ほんの少しの油断から長期間職場を休んだり、治療を行わなければならないような災害も発生しています。

各所属長・任命権者においては、公務災害が発生しない安全で安心な職場環境づくりを進め、災害の未然防止に努めてください。

- 特に、公務災害が発生した職場においては、どこに問題点があったのかを分析し、各職員が問題点を共有することが重要です。また、防止対策を講じ、再び災害が発生することのないよう職場全体で取り組んでいただくようお願いします。

##### (2) 災害発生時

- 公務や通勤に関連した災害の発生の報告を受けた際は、医療機関の手配や認定請求の手續など、職員を支援し、必要な助言・指導を行ってください。

- 医療機関には公務災害・通勤災害の認定請求を行う旨を伝え、治療費の請求を保留してもらうよう依頼してください。明らかに公務災害・通勤災害と考えられる場合は、共済組合員証を使わないように助言してください。

##### (3) 認定時

- 基金が認定を行うに当たっては、任命権者の意見を聞くこととされており、認定請求書に任命権者意見欄を設けています。これは、災害が公務又は通勤によるものであるか否かを判断するうえで、任命権者が職務上の知識等を有していること、認定の結果が、人事管理上影響を及ぼすことがあることを考慮したものです。

任命権者においては、災害の内容を十分に確認の上、任命権者意見欄にその意見を記載いただくようお願いします。

- 心臓・脳血管疾患や精神疾患等の疾病事案については、災害発生前6か月、場合によっては1年前まで遡って、被災職員の職務従事状況や生活状況、疾病の前駆症状などを詳しく調査し、十分かつ正確に事実関係を把握する必要があります。

災害発生後、任命権者と連携を取りながら調査や資料整備を迅速かつ円滑に進める必要がありますので御協力いただくとともに、事案が発生したときは、速やかに基金県支部に連絡してください。

##### (4) 認定後のフォローアップ

- 認定を受けても補償の請求が行われなければ、時効によって補償を受ける権利が消滅します。認定通知を受けた後は、速やかに療養補償の請求を行うよう指導してください。

補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）行使しないときは、時効によって消滅しますので留意してください。

- 被災職員（又は遺族）のその後の状況について、使用者として配慮すべき事項について認識を深めていただくため、補償の請求書は任命権者を經由して提出することとなっています。

また、被災職員の療養状況については、定期的に確認を行い、傷病が治ゆ（症状固定）した場合は、速やかに「治ゆ（症状固定）届（地基山形様式第11号）」を提出するよう助言してください。

- 第三者加害事案については、所属、任命権者は積極的に被災職員を支援し、示談内容については事前に基金に協議してください。（示談に係る留意事項は第三者加害事案のページを参考にしてください。）

また、被災職員が損害賠償を受領又は示談を締結した場合は、「第三者加害行為現状（結果）報告書（地基山形様式第5号の2）」を提出するよう助言してください。

#### (5) 基金における個人情報の利用目的について

当基金における個人情報の利用は、地方公務員等の公務災害及び通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟迫行、第三者加害事案に係る求償・免責、災害補償統計の作成の目的に限定しています。

認定請求書の用紙を渡す際や、療養補償等の請求（申請）書の用紙を渡す際には、必要に応じて、その旨を御説明いただくようお願いします。

## 2 被災職員の遵守事項

### (1) 基金への報告、出頭、医師の診断の受診等

基金は、「補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、基金から補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。（地方公務員災害補償法第60条第1項）」とされています。

基金の調査、審査が円滑に実施されるよう御協力をお願いします。

### (2) 罰則

また、上記(1)に対する罰則として、「法第60条の第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、20万円以下の罰金に処する。（地方公務員災害補償法第73条）」と規定されていますので留意してください。

## 第4 時効、標準処理期間

### 1 時効

公務災害・通勤災害に係る補償を受ける権利は、これを行使できるときから2年間（障害補償（障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金を含む。）及び遺族補償（遺

族補償年金前払一時金を含む。)については、5年間)行使しないときは、時効によって消滅することとされています。もっとも、時効の期間経過前に公務又は通勤による災害の認定を請求した場合は、基金が公務上又は通勤災害該当と認定したことを認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償に係る時効の起算日となります(ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日の以前であるときはこの限りではありません。)

公務災害・通勤災害の認定を受けても、補償の請求が行われなければ、時効によって補償を受ける権利が消滅しますので、速やかに補償請求を行ってください。

なお、傷病補償年金については、基金支部が職権により支給決定するため、時効によって権利が消滅することはありません。

石綿による疾病により死亡した場合の遺族補償の時効利益の放棄について

(成20年12月1日付け地基企第79号理事長通知)

遺族補償の時効期間(5年間)が満了した事案であっても、次の要件を満たす場合は、補償を受ける権利に係る時効利益を放棄するものとされています。

- 1 平成33年3月27日までに時効が完成していること(平成28年3月26日までに死亡した場合であること)
- 2 傷病が、次に掲げる疾病であること
  - (1) 中皮腫
  - (2) 気管支又は肺の悪性新生物
  - (3) じん肺症
  - (4) じん肺と合併した次の疾病
    - ア 肺結核
    - イ 結核性胸膜炎
    - ウ 続発性気管支炎
    - エ 続発性気管支拡張症
    - オ 続発性気胸
  - (5) 良性石綿胸水
  - (6) びまん性胸膜肥厚
- 3 請求した日が、平成18年3月27日から平成34年3月27日までの間であること

なお、遺族補償年金の支給は、請求した日から5年間遡及するにとどめるものとし、請求した日の属する月の5年前の応当する月の分から支給するものとされています。

## 2 標準処理期間

基金が行う補償の実施については、次のとおり標準処理期間が定められています。

標準処理期間には、任命権者の処理期間(所属が受け付けてから基金支部に提出するまでの期間)が含まれますので、被災職員から請求書類が提出されたら速やかに確認・調査

し、必要書類を整備してください。

種 類	決 定 内 容	標 準 処 理 期 間 (月)		
		任命権者 ①	基 金 ②	全 体 ①+②
療養補償 休業補償	当初の支給（不支給）決定【負傷】	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定【疾病】	2	4	6
	当初の支給（不支給）決定【精神疾病】	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
障害補償	支給（不支給）決定	—	—	4
介護補償	当初の支給（不支給）決定	—	—	4
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
遺族補償及び 葬祭補償	支給（不支給）決定【負傷死亡】	2	2	4
	支給（不支給）決定【疾病死亡】	2	4	6
	支給（不支給）決定【精神疾病死亡】	2	6	8

(注)

- 1 表中の「疾病」は、「負傷に起因する疾病」及び「職業性疾病」であり、「その他公務に起因することが明らかな疾病」は含まれません。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれます。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間によります。
- 4 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、障害等級決定に要する期間も含まれます。

基金・任命権者は、請求書類の記載事項や添付書類に不備があるなどの場合、書類の補正を求めることがあります。

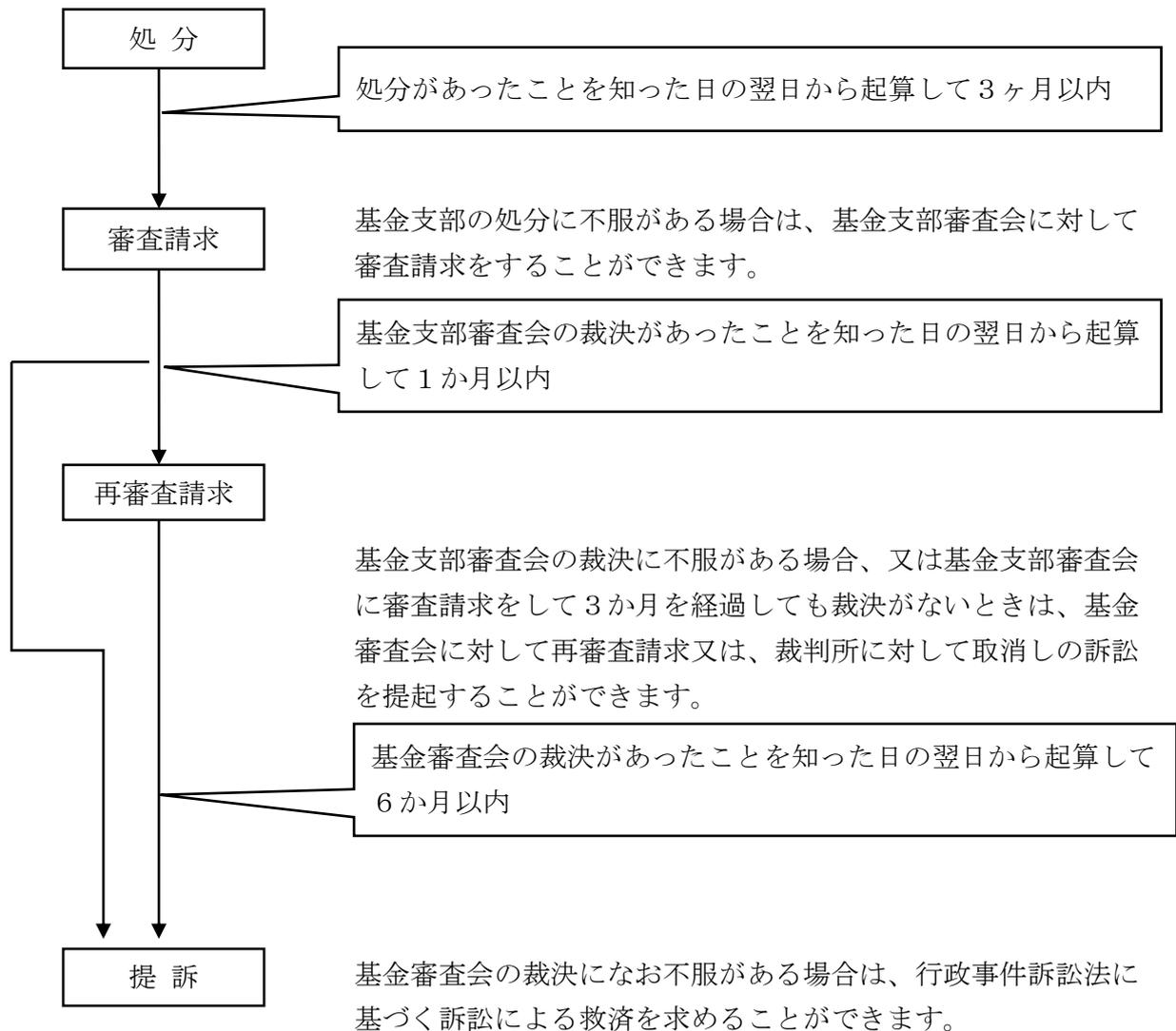
補正の期間は標準処理期間には含まれませんが、迅速な補償実施のため、御協力をお願いします。

## 第5 不服審査制度

基金支部が行った処分に不服がある場合には、不服申立てをすることができます。不服申立ての対象となる処分は、具体的には次のとおりです。

- 公務上・外の認定、通勤災害該当・非該当の認定
- 療養の方法についての決定
- 補償金額の支給決定
- 遺族補償の受給権者の決定 など

[不服申立ての流れ]



不服申立ての手續や裁決の効力については、行政不服審査法が適用されます。裁決によって基金支部の処分が取消された場合、基金支部は、裁決に従って新たな処分を行うこととなります。

審査請求の具体的な手續については、基金支部審査会にお問い合わせください。  
 なお、福祉事業については、上記の不服申立ての制度は適用されませんが、基金支部に対して不服の申出を行うことができます。

## ついうっかり…が事故を生む！ なくそう！公務災害

公務災害発生事例の中には、「もう少し気を付けていれば、防げたのではないか。」と思われるものが少なくありません。私たちは、だれでもうっかりミスをすることがありますが、「安全性が揺らぐ状態」（好ましくない状態）が重なれば、災害発生率は格段に高くなります。

こうした状態のもとでは、常に「災害が発生するかもしれない」という意識をもって、慎重に行動しましょう。

また、災害のない安全な職場づくりは、管理職員や上司の役目でもあります。管理職員の方は、所属職員が常に安全確保に心掛けるよう御指導をお願いします。

### <代表的な災害事例>

職種	災害事例	防止対策の例
教育	○校内移動中に滑って転倒，階段を踏み外しての墜落・転落によるけが ○掲示物の掲示や撤去中の転落・墜落によるけが ○校内清掃や剪定・除草中のけが ○授業や行事の準備・後片付け中のけが	○設備の修繕や改善 ○防止グッズの購入 ○作業前準備の徹底 ○作業体制の見直し (単独から複数体制へ)
警察	○術科訓練中の無理な動作によるけが	○マニュアルの整備改善
消防	○訓練中の無理な動作によるけが	○注意喚起を促す張り紙やテープ、カラーコーン等の設置
運輸	○運転業務中の交通事故によるけが	○研修指導者への教育
清掃	○収集車乗降中のハンドル・ドアへの衝突や飛び降りた際のけが	○準備体操・ストレッチの実施
その他	○病院での針刺し・切創などの血液汚染事故 ○行事準備・後片付け中の机やテントによるけが ○施設内移動中の転倒によるけが ○レクリエーション参加によるけが	○職員研修や講演会の開催 ○ミーティングを開催し職員間で情報共有

### 【 公務災害が発生した職場では… 】

公務災害が発生してしまったら、二度と同じような災害が発生しないように職場として取り組むことが必要です。どこに問題があったのかを分析し、職員が問題点を共有することがとても大切です。

また、「ヒヤリ・ハット」体験を発表し合うことによって、実際の事

故につながる前に改善策を講じることができます。